

閲覧用

河内長野市個人情報保護条例改正の答申素案に対するパブリックコメント意見一覧

【概要】

平成24年10月1日（月）～平成24年10月31日（水）まで、市内の主な公共施設及び市ホームページにおいて公表し、河内長野市個人情報保護条例改正の答申素案に対するパブリックコメントの意見募集を実施しましたところ、1名（1件）の方から貴重なご意見をいただきました。いただきましたご意見の内容を踏まえ、河内長野市個人情報保護運営審議会において検討しましたところ、答申素案修正の必要な箇所はありませんでした。

なお、これらのご意見と、ご意見に対する河内長野市個人情報保護運営審議会の考え方は下記のとおりです。

番号	ご意見（の概要）	河内長野市個人情報保護運営審議会の考え方
1	<p>個人の情報は厳に保護されなければなりません、この法律が施行されてから行政・企業他公表しても何の問題もないものまでも公表を極力避ける傾向があります。これは、国民・市民の知る権利を著しく阻害するものであり、社会活動のあらゆる場面で不便と意思疎通・連絡が不便になっています。例えば電話番号・住所・氏名・年齢等は何ら秘匿することの必要性が無いものまで保護という名目で表されず（犯罪・詐欺等に利用される心配があるとの理由でしょう）、その為に、無駄な労力と経費が乱費されています。この機会に、このようなことも十分勘案されて本来の個人情報保護とはの原点に立ち返り早急に検討すべきものと思います。</p>	<p>昨今の高度情報処理化の時代で、個人に関する種々の情報が大量かつ迅速に収集、保管、利用がなされ、この分個人情報の保護が脅威にさらされることにより、市民のプライバシー意識も着実に高まりをみせています。このため個人情報は厳しく守らなければなりません。</p> <p>しかしご指摘のとおり、個人情報の取り扱いに当たっては、国及び自治体のみでなく、民間事業者や市民も一部で時には過剰に反応し、業務に支障が生じるケースの発生もありうると思われれます。例えば、自治会名簿などを作成したり、利用することについて、国の個人情報保護法は会員数が5000人を超える自治会を規制対象とし、それ未満の自治会は対象外です。また河内長野市の個人情報保護条例は市の機関を対象としており、市民や事業者が個人情報を収集し利用することを規制しておりません。</p> <p>これは市民や事業者の個人情報保護法や個人情報保護条例に対する誤解もあるのではないかと考えられます。このため、市民や事業者に対して個人情報保護法や個人情報保護条例の正しい内容をお伝えし、過剰な</p>

		<p>反応をなくしていくことが必要であると考えます。</p> <p>なお河内長野市が保有する個人情報において条例上では、一定の条件を満たす場合には目的外利用や外部提供を認めております。個人の権利利益を保護しつつ、個人情報の利用とのバランスをとりながら、運用していくことは重要であると考えます。</p>
--	--	--

問い合わせ先：河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 総務部 総務課

0721-53-1111